

条 例

議会の議決を経た「千曲市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」をここに公布する。

令和7年3月21日

千曲市長

小川 修 一

千曲市条例第9号

千曲市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例

千曲市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基
づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年千曲市条例第25号)
の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第4号中「第2条第
12項」を「第2条第13項」に改め、同条第5号中「第2条第14項」を「第2条第15項」
に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。